

電気主任技術者制度における兼任要件の要件緩和に関する 「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正について

平成 25 年 5 月
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

1. 現状及び改正の経緯

電気事業法第43条第1項の規定により、事業用電気工作物の設置者は、その保安の監督をさせるため、主任技術者を選任することが義務付けられており、電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第52条第3項の規定により、原則として主任技術者の兼任は禁止されている。ただし、同項ただし書きの規定により、保安上支障がないと認められる場合であって、経済産業大臣又は所管の産業保安監督部長の承認を受けた場合には、主任技術者の兼任が可能である。

主任技術者の兼任に係る承認要件については、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（20130107商局第2号。以下単に「内規」という。）において規定しているが、この中で、電気主任技術者に係る兼任要件として、電気主任技術者が常時勤務する事業場の設置者と兼任させる事業場の設置者が資本関係にあること（具体的には、①同一会社、②親子関係のある会社、③同一の親会社を持つ子会社同士のいずれかに該当すること）を求めている。

先般、政府は、上記資本関係に関する要件について、「太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が常時勤務する事業場と同一敷地内にある場合、又は太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が既に兼任している事業場と同一敷地内にある場合には不要とする」（平成25年度上期結論、結論を得次第措置）旨、閣議決定している（「日本再生加速プログラム」（平成24年11月30日））。

これを受け、産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会（第2回）（平成25年3月）において審議した結果、同一敷地内において設置者の異なる複数設備に係る電気主任技術者の兼任を認めることについては、設置者間に資本関係がない場合であっても、設置者間で保安の監督に関する協定等が結ばれていることなどの条件を設けることによって保安の確保が可能であるとの結論を得られたことから、内規について所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

（1）資本関係を有しない事業場を兼任する場合の懸念点

- ① 従事時間や優先順位などの面において設置者間で齟齬が生じ、電気主任技術者の保安の確保のための行動が制限されるおそれが生じるなど保安に係る責任の所在が不明確とならないか。
- ② 自らの設備を優先すべきとの意識が設置者に働くことで、日常点検や事故時の迅速な対応や拡大防止措置において、電気主任技術者に特定の事業場への偏重が生じないか。

（2）検討結果

- ① 資本関係を有しない設置者の設備が同一敷地内に設置される場合、両設備の設置者間に適切な責任分担が形成されることが期待されるが、万全を期する観点から、設置者間において、保安の確保に関する取決めを交わすことによって責任の所在を明確にさせることが適当と考えられる。
- ② 同一敷地内に設置される電気工作物については、一方の事故（例えば、屋根に設置した太陽電池発電設備の火災事故や破損事故）がもう一方の設備の保安に密接に関係することから、各々の設備の保安の確保のためにも両設備の保安を確保することが必要であるため、電気主任技術者の対応に偏重のおそれはないと考えられる。

（3）改正内容

同一敷地内において設置者の異なる複数設備に係る電気主任技術者の兼任を認めることについて

は、設置者間に資本関係がない場合であっても、以下の条件を設けることによって保安の確保が可能であるため、内規について所要の改正を行う。

- ① 設置者間で締結されている電気主任技術者に関する労働者派遣契約又は委託契約において、日常点検や、不測時の対応、連絡体制、対応方法及び設備の関係者への内容の周知等が含まれ、両設備の総合的な保安を確保するためにも各設置者間の責任の所在が明確に記載されていること。
- ② 保安規程において、上記協定等を遵守することを明記すること。

なお、①の労委託契約の一例、及び②の保安規程における規定例について、参考までに別紙に掲げておく。

3. 今後のスケジュール

平成25年6月 公表、施行